

健発0625第1号
平成22年6月25日

社団法人日本腎臓学会 理事長 殿

厚生労働省健康局長



臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）については、平成22年7月17日から施行される所であり、これに伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。）が6月25日に公布された所ですが、その内容は下記のとおりです。

なお、改正法の内容及びその解釈上の留意点については、平成22年1月14日付け健発0114第1号により当職から通知しています。

つきましては、貴会員等に対する周知について御配慮をお願いします。

記

1. 6歳未満の者に係る判定に関する事項（第2条第1項、第2項及び第4項関係）

従来、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）に基づく脳死判定（以下「判定」という。）の対象外としてきた6歳未満の者について、判定の対象としたこと。これに伴い、以下の改正を行ったこと。

- (1) 生後12週（在胎週数が40週未満であった者にあつては、出産予定日から起算して12週）未満の者については、判定の対象外としたこと。
- (2) 直腸温が摂氏32度未満（6歳未満の者にあつては、摂氏35度未満）の状態にある者については、判定の対象外としたこと。
- (3) 6歳未満の者にあつては、判定に係る第2回目の検査は、第1回目の検査終了時点から少なくとも24時間を経過した後に行うものとしたこと。
- (4) 判定に当たっては、収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が次の①から③に掲げる区分に応じ、当該①から③に定める数値以上であることを確認するものとしたこと。

- ① 1歳未満の者 65
- ② 1歳以上13歳未満の者 年齢に2を乗じて得た数値に65を加えて得た数値
- ③ 13歳以上の者 90

2. 判定に関する記録の記載事項等の改正（第5条第1項及び第2項関係）

(1) 判定を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

- ① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合であり、かつ、判定に従う意思がないことを表示していない場合
ア. その旨
イ. その旨の告知を受けた家族が判定を拒まない旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄、又は家族がないときは、その旨
- ② 判定を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していない場合
ア. その旨
イ. 家族が判定を行うことを書面により承諾している旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

- ① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し
- ② 判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し
- ③ 2.(1)①に規定する場合に該当する場合であって、判定を受けた者に家族がいるときは、当該家族が判定を拒まない旨を表示した書面
- ④ 2.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が判定を行うことを承諾する旨を表示した書面

3. 臓器の摘出に関する記録の記載事項等の改正（第6条第1項及び第2項関係）

(1) 臓器の摘出を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

- ① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合
ア. その旨
イ. その旨の告知を受けた遺族が臓器の摘出を拒まない旨、並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄、又は遺族がないときは、その旨
- ② 臓器の摘出を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していな

い場合

ア. その旨

イ. 遺族が臓器の摘出について書面により承諾している旨、並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

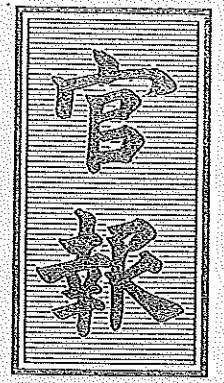
- ① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し
- ② 3.(1)①に規定する場合に該当する場合であつて、臓器の摘出を受けた者に遺族がいるときは、当該遺族が臓器の摘出を拒まない旨を表示した書面
- ③ 3.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、臓器の摘出を受けた者の遺族が臓器の摘出を承諾する旨を表示した書面

4. 法附則第4条第1項の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定の削除（附則第3条及び第4条関係）

法附則第4条が削除されたことに伴い、同条の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定を削除したこと。

5. 施行日

平成22年7月17日



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 消費者庁組織令の一部を改正する政令(一五九)
- 財務省組織令の一部を改正する政令(一六〇)
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(一六一)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(一六二)
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令(一六三)
- スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(一六四)
- 公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令(一六五)
- 公文書管理委員会令(一六六)

〔省 令〕

- 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務七)

〔告 示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七九)
- 機器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八〇)
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一二)

- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件(法務三三六)
- 日本国に帰化を許可する件(同三三七)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパングラデシユ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三〇九)
- チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一〇)
- 中波ラジオ放送網防災整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件(同三一二)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働二四九)
- 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(同二五〇)

- 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件(同二五一)
- 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(同二五二)
- 雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件(同二五三)
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(農林水産九六九)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通六八九)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同六九〇)
- 都市計画に関する件(同六九二)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁一五九)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛一二三、一二四)
- 道路に関する件(中部地方整備局九三、九四)
- 道路に関する件(中国地方整備局二一九)
- 道路に関する件(九州地方整備局八二)

法務省

〔人事異動〕

〔国会事項〕

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

- 個別労働関係紛争解決手続実施団体
- 指定関係
- 裁判所
- 相続、失踪、破産、免責、特別清算
- 再生関係
- 特殊法人等
- 企業年金基金合併関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三

三

二

二

九

三

四

六

三

(組織)
第一条 公文書管理委員会(以下「委員会」という)は、委員七人以内で組織する。
2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
(専門委員の任命)
第二条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する(委員の任期等)
第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
4 委員及び専門委員は、非常勤とする。
(委員長)
第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(議事)
第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
3 委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
(庶務)
第六条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。
(雑則)
第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月二十八日)から施行する。

〇外務省令第七号
外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)及び外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年六月二十五日
外務大臣 岡田 克也
外務省組織規則の一部を改正する省令
外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)の一部を次のように改正する。
第一条の見出し中「情報公開室を」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第一項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に、「三人」を「二人」に改め、同条第六項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 公文書類の保存に関すること。
四 条約書その他の外交文書を保管すること。
第一条第十三項中「一人は、命を受けて、外交記録の公開に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」を削り、「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、」を「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」に改める。
第二条第一項中「二人」を「二人」に改める。
附則
この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
〇厚生労働省令第七十九号
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年六月二十五日
厚生労働大臣 長妻 昭

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 仙谷 由人
〇厚生労働省令第八十号
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第六條第四項及び第十條第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年六月二十五日
厚生労働大臣 長妻 昭
臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令
臓器の移植に関する法律施行規則(平成九年厚生省令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号を次のように改める。
一 生後十二週(在胎週数が四十週未満であつた者にあつては、出産予定日から起算して十二週)未満の者
第二条第一項第三号中「以下」を「未満(六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満)」に改め、同条第二項中「六時間」の下に「六歳未満の者にあつては、二十四時間」を加え、同条第四項中「九十水銀柱ミリメートル」を「単位 水銀柱ミリメートル」が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値」に改め、同項に次の各号を加える。
一 一歳未満の者 六十五
二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値
三 十三歳以上の者 九十
第五条第一項第十号中「及び判定に従う意思を書面により表示していた旨」を「書面により表示していた場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

第五条第二項第二号中「及び判定に従う意思を表示した」を「書面により表示していた場合において、当該」に改め、同号の次に次の一号を加える。
二の二 判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合において、当該書面の写し
第五条第二項第三号中「判定を受けた」を「前項第十号に規定する場合に該当する場合であつて、判定を受けた」に、「場合において」を「とき」に、「判定を拒まない」を「当該判定を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。
三の二 前項第十一号に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が当該判定を行うことを承諾する旨を表示した書面
第五条第三項中「前項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「拒まない旨」を加える。
第六条第一項第十一号中「旨」を「場合においては、その旨並びにその旨の告知を受けた遺族が当該臓器の抽出を拒まない旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄又は当該臓器の抽出を受けた者に遺族がないときは、その旨」に改め、同項第十二号を次のように改める。
十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

省令

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十を第二号の二十一とし、第一号の六から第一号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第一号の五の次に次の一号を加える。
一の六 (三RS)一三一(四)アミノノール
オキソール・三ジヒドロ二ヒイソイ
ンドロール・ニール・ヒペリジン
六・ジオン(別名レナリドミド)及びその製剤
附則
この省令は、公布の日から施行する。
〇厚生労働省令第八十号
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第六條第四項及び第十條第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年六月二十五日
厚生労働大臣 長妻 昭
臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令
臓器の移植に関する法律施行規則(平成九年厚生省令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号を次のように改める。
一 生後十二週(在胎週数が四十週未満であつた者にあつては、出産予定日から起算して十二週)未満の者
第二条第一項第三号中「以下」を「未満(六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満)」に改め、同条第二項中「六時間」の下に「六歳未満の者にあつては、二十四時間」を加え、同条第四項中「九十水銀柱ミリメートル」を「単位 水銀柱ミリメートル」が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値」に改め、同項に次の各号を加える。
一 一歳未満の者 六十五
二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値
三 十三歳以上の者 九十
第五条第一項第十号中「及び判定に従う意思を書面により表示していた旨」を「書面により表示していた場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。
十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面に承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄
第十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

第六条第一項第十三号中「臓器」を「判定を受けた者から臓器の抽出が行われた場合においては「臓器」に改め、同条第二項第一号中「表示した」を「書面により表示していた場合においては当該」に改め、同項第二号中「臓器の抽出を受けた」を「前項第十一号に規定する場合に該当する場合であつて、臓器の抽出を受けた」に、「場合において」とし、「臓器の抽出を拒まない」を「当該臓器の抽出を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 前項第十二号に規定する場合に該当する場合においては、臓器の抽出を受けた者の遺族が当該臓器の抽出を承諾する旨を表示した書面

第六条第二項第三号を次のように改める。
三 判定を受けた者から臓器の抽出が行われた場合においては、法第六条第五項の書面の写し

第六条第三項中「前項第二号」の下に「又は第二号の二」を、「拒まない旨」の下に「又は臓器の抽出を承諾する旨」を加え、同項第二号中「遺族が抽出を拒まない」の下に「又は抽出を承諾する」を加える。

附則第三号及び第四号を次のように改める。
第三条及び第四条 削除

附則

1 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に行った臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十条第一項の規定による判定（同法第六条第二項に規定する判定をいう。）又は臓器の抽出（同法第六条第一項の規定による臓器の抽出をいう。）に関する記録及び当該記録に添付する書面については、なお従前の例による。

○環境省令第十一号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

環境大臣 小沢 銳仁

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。
四 認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第十七条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 請求に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第二十条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改める。
第二十一条の見出し及び同条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

附則第二項の見出し及び同項中「第七号」を「第八号」に改める。

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告示

○法務省告示第三百三十六号
不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。

平成二十二年六月二十五日
法務大臣 千葉 景子
指定の効力が生ずる日

登記所 事務
山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

山形地 共同担保目
方務局 録及び登記
山形地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

福井地 共同担保目
方務局 録及び登記
福井地 事項証明書
方務局 作成に係る
事務
平成二十二年八月二十三日

○法務省告示第三百二十七号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十二年六月二十五日
法務大臣 千葉 景子

住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目

住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目

住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目

住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目

住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目
住所 兵庫県川辺郡中津町の町丁一丁目一丁目

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

臓器移植の推進につきましては、日頃からご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）につきましては、既に施行された部分を除き、公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）から施行されることとなっております。また、改正法の施行に伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

脳死判定の記録等につきましては、これまで記載すべき内容を盛り込んだ書式例を参考としてお示ししてきたところですが、今般、改正法及び改正省令の施行に伴い、書式例の改正を行いました。主な改正点は以下のとおりです。

○脳死判定の的確実施の証明書書式例

：小児の脳死判定が可能となったことに伴う改正

○脳死判定記録書式例及び脳死判定承諾書書式例

：本人が脳死判定を拒否していない場合においても、脳死判定が可能となったことに伴う改正

○臓器摘出記録書式例及び臓器摘出承諾書書式例

：本人が臓器摘出を拒否していない場合においても、臓器摘出が可能となったことに伴う改正

今回の改正を含めた最新の書式例を別添として同封しておりますので、ご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

時節柄御自愛の程お祈り申し上げます。

敬 具

平成22年6月25日

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長

辺見 聡

社団法人日本腎臓学会 理事長 殿

脳死判定等に関する書式例

1 医師が作成する記録の書式例

○脳死判定の的確実施の証明書書式例（省令第3条）	1
○脳死判定記録書式例（省令第5条第1項）	3
○臓器摘出記録書式例（省令第6条第1項）	7
○臓器移植記録書式例（省令第7条）	10
○不使用臓器記録書式例（省令第15条第2項）	12
○移植術実施の説明記録書式例（省令第16条）	13

2 家族、遺族の承諾書等の書式例

○脳死判定承諾書書式例（省令第5条第3項）	15
○臓器摘出承諾書書式例 （脳死下での臓器の摘出に用いられるもの：省令第6条第3項）	16
○臓器摘出承諾書書式例 （心停止下での臓器の摘出に用いられるもの：省令第6条第3項）	17
○親族優先提供に係る親族関係確認書書式例（ガイドライン第2の3）	18

3 記録の閲覧請求書の書式例

○記録閲覧請求書書式例（省令第9条）	19
--------------------	----

4 その他

○臓器のあっせんの帳簿書式例（省令第13条）	22
------------------------	----

脳死判定の的確実施の証明書書式例（省令第3条）

脳死判定の的確実施の証明書

脳死判定を受けた者

氏名 _____

住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

脳死判定の日時

（1回目の確認時） _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

（2回目の確認時） _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

判定医療機関

名称 _____ 所在地 _____

1回目判定医（*担当の判定医全員の氏名等を記載）

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
（又は所属医療機関の所在地及び名称） （又は所属医療機関の所在地及び名称）

2回目判定医（*担当の判定医全員の氏名等を記載）

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
（又は所属医療機関の所在地及び名称） （又は所属医療機関の所在地及び名称）

以下の全てに該当することを確認した上で脳死の判定を実施しました。

- ・ 脳の器質的な障害により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態と認められる者
- ・ 器質的脳障害の原因となる疾患が確実に診断されている者（CT、MRI等の画像診断は必須）
- ・ 回復の可能性がないと認められる者

脳死の判定を受けた者は以下のいずれの者にも該当しません。

- ・ 生後12週（在胎週数が40週未満の場合は出産予定日から起算して12週）未満の者
- ・ 急性薬物中毒により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態にあると認められる者
- ・ 直腸温、食道温等の深部温が摂氏32度未満（6歳未満の者は35度未満）の状態にある者
- ・ 代謝性障害又は内分泌性障害により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態にあると認められる者
- ・ 自発運動、除脳硬直、除皮質硬直、けいれんが認められる者

脳死の判定に当たっては、以下の状態を確認し、少なくとも6時間（6歳未満の者は24時間）を経過した後に再度、以下の状態を確認しました。

- ・ 深昏睡
- ・ 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも4ミリメートル以上であること
- ・ 脳幹反射(対光反射、角膜反射、毛様脊髄反射、眼球頭反射、前庭反射、咽頭反射及び咳反射)の消失
- ・ 平坦脳波
- ・ 自発呼吸の消失

脳死の判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び収縮期血圧(単位 mmHg)が次の数値以上あることを確認しました。

1歳未満：65

1歳以上13歳未満：年齢×2+65

13歳以上：90

年 月 日

作成者（判定医）氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

(*担当の判定医全員の記名押印又は自筆署名)

脳死判定記録書式例 (省令第5条第1項)

脳死判定記録書

脳死判定を受けた者

氏名 _____

住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

脳死判定の日時 (* 2回目の脳死判定終了時刻)

_____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

判定医療機関

名称 _____ 所在地 _____

判定医

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
(又は所属医療機関の所在地及び名称) (又は所属医療機関の所在地及び名称)

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
(又は所属医療機関の所在地及び名称) (又は所属医療機関の所在地及び名称)

脳死判定を受けた者及び家族の意思 (ア～ウのいずれかに○をつける)

ア 脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に従う意思がないことを表示していない

→ 家族が脳死判定を拒まない又は家族がない
(拒まない ・ 家族がない ・ 拒んでいる)

イ 脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない

→ 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している
(承諾している ・ 承諾していない)

ウ ア又はイに該当しない

脳死判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示している
(表示している ・ 表示していない)

脳死判定を拒まない・承諾した家族

氏名 _____

住所 _____

脳死判定を受けた者との続柄 _____

脳死判定への家族の立ち会いの有無 (有 ・ 無)

原疾患名 _____

前提条件

器質的脳障害による深昏睡、無呼吸 (該当する ・ 該当しない)
原疾患を確実に診断 (該当する ・ 該当しない)
CT、MRI等の画像診断 (有 ・ 無)
回復の可能性がない (該当する ・ 該当しない)

除外例

生後12週(在胎週数が40週未満の場合は出産予定日から起算して12週)未満
(該当する ・ 該当しない)
急性薬物中毒 (該当する ・ 該当しない)
直腸温、食道温等の深部温が摂氏32度未満(6歳未満の者は35度未満)の状態
(該当する ・ 該当しない)
代謝性・内分泌性障害あり (該当する ・ 該当しない)

1 回 目 の 確 認

2 回 目 の 確 認

開始日時 年 月 日 年 月 日
午前・午後 時 分 午前・午後 時 分

終了日時 年 月 日 年 月 日
午前・午後 時 分 午前・午後 時 分

生命徴候の確認

体温(開始時) (°C) (°C)
(終了時) (°C) (°C)
血圧(判定前) 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg
拡張期 mmHg 拡張期 mmHg
(判定後) 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg
拡張期 mmHg 拡張期 mmHg
心拍数(開始時) (回/分) (回/分)
(終了時) (回/分) (回/分)

昇圧薬の使用（薬品名 _____ ）

（判定開始時） （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

中枢神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響

（有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

姿勢・運動の確認

自発運動 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

除脳硬直 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

除皮質硬直 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

けいれん （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

必須項目

深昏睡 （JCS ・ GCS ） （JCS ・ GCS ）

瞳孔径 4 mm 以上 （右 mm、左 mm） （右 mm、左 mm）

瞳孔固定 （右：有・無、左：有・無） （右：有・無、左：有・無）

脳幹反射

対光反射 （右：有・無、左：有・無） （右：有・無、左：有・無）

角膜反射 （右：有・無、左：有・無） （右：有・無、左：有・無）

毛様脊髄反射 （右：有・無、左：有・無） （右：有・無、左：有・無）

眼球頭反射 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

前庭反射 （右：有・無、左：有・無） （右：有・無、左：有無）

咽頭反射 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

咳反射 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

平坦脳波 （該当する ・ 該当しない ） （該当する ・ 該当しない ）

補助検査

聴性脳幹誘発反応 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

自発呼吸 （有 ・ 無 ） （有 ・ 無 ）

無呼吸テスト時のPaCO₂、血圧及び不整脈

PaCO₂

（テスト前） mmHg mmHg
（午前・午後 時 分） （午前・午後 時 分）

（テスト後） mmHg mmHg
（午前・午後 時 分） （午前・午後 時 分）

血圧

（テスト前） 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg

拡張期 mmHg 拡張期 mmHg

（テスト後） 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg

拡張期 mmHg 拡張期 mmHg

昇圧薬の使用（薬品名 _____）

（ 有 ・ 無 ）

（ 有 ・ 無 ）

重篤な不整脈

（ 有 ・ 無 ）

（ 有 ・ 無 ）

その他判定を行った医師が特に必要と認めた事項

記録作成日 年 月 日

記録作成者（判定医）氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

（記名押印又は自筆署名）

（注）・脳死判定に当たって測定した脳波の記録（記録番号 _____）

- ・脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し
- ・脳死判定を受けた者が生存中に脳死判定に従う意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し
- ・脳死判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し
- ・家族が脳死判定を拒まない・承諾する旨を表示した書面を添付のこと。

臓器摘出記録書式例（省令第6条第1項）

臓器摘出記録書

摘出を受けた者

氏名 _____ 住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

死亡日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

死亡の原因となった傷病及びそれに伴う合併症 _____

主な既往症 _____

摘出日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

摘出が行われた医療機関

名称 _____ 所在地 _____

摘出医 氏名 _____

住所 _____

（又は所属医療機関の所在地及び名称）

摘出した臓器の名称 _____

（左右の別及び部位の別を含む）

摘出した臓器の状態、臓器に対する処置

〔重量、血流遮断時刻、灌流開始時刻、灌流状態、人工呼吸器停止時間、ヘパリン化時間など〕

摘出を受けた者に対する検査の結果

血液学的検査〔血液型、HLAタイプなど〕

生化学的検査〔T-Bil、A1b、GOT、LDH、Cr、BUNなど〕

免疫学的検査〔HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体など〕

その他の検査の結果

臓器摘出を受けた者及び遺族の意思（ア～ウのいずれかに○をつける）

ア 臓器摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示している
（表示している ・ 表示していない）

→ 遺族が臓器摘出を拒まない又は遺族がない
（拒まない ・ 遺族がない ・ 拒んでいる）

イ 臓器摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示していない
（該当する ・ 該当しない）

→ 遺族が臓器摘出を書面により承諾している
（承諾している ・ 承諾していない）

ウ ア又はイに該当しない

臓器摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示している
（表示している ・ 表示していない）

臓器摘出を拒まない・承諾した遺族

氏名 _____

住所 _____

臓器摘出を受けた者との続柄 _____

臓器の摘出を行う前に脳死判定的確実施の証明書の交付を受けた（脳死判定を受けた者から臓器の摘出が行われた場合のみ）

（ 受けた ・ 受けていない ）

臓器のあっせんを行った者

氏名 _____ 住所 _____

（法人の場合は名称、所在地）

臓器を移植に使用しなかった理由（臓器を移植に使用しないこととした場合のみ）

摘出医が特に必要と認めた事項

記録日 年 月 日

記録者（摘出医） 氏名 _____ 印 _____

（記名押印又は自筆署名）

- （注）・臓器摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し
- ・臓器摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し
 - ・遺族が臓器摘出を拒まない・承諾する旨を表示した書面（写しでも可）
 - ・脳死判定的確実施の証明書の写し（脳死判定を受けた者から臓器の摘出が行われた場合のみ）
- を添付のこと。

臓器移植記録書式例（省令第7条）

臓器移植記録書

移植を受けた者

氏名 _____ 住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____年 _____月 _____日生

移植日時 (開始時) _____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分
～ (終了時) _____年 _____月 _____日 午前・午後 _____時 _____分

移植が行われた医療機関

名称 _____ 所在地 _____

移植医 氏名 _____

住所 _____

(又は所属医療機関の所在地及び名称)

移植した臓器の名称 _____

(左右の別及び部位の別を含む)

移植を行う必要性

移植を受けた者に対する検査の結果

血液学的検査〔血液型、HLAタイプなど〕

生化学的検査〔T-Bil、Alb、GOT、LDH、Cr、BUNなど〕

免疫学的検査〔HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体など〕

その他の検査の結果

移植を行うことに承諾がある (承諾がある・承諾がない)

承諾者の氏名 _____

住所 _____

移植を受けた者との続柄 _____

臓器のあっせんを行った者

氏名 _____ 住所 _____

(法人の場合は名称、所在地)

移植医が特に必要と認めた事項

記録作成日 年 月 日

記録作成者(移植医) 氏名 _____ 印

(記名押印又は自筆署名)

不使用臓器記録書式例（省令第15条第2項）

不使用臓器記録書

摘出を受けた者

氏名 _____ 住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

摘出日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

摘出が行われた医療機関

名称 _____ 所在地 _____

摘出した臓器の名称 _____

（左右の別及び部位の別を含む）

臓器のあっせんを行った者

氏名 _____ 住所 _____

（法人の場合は名称、所在地）

移植に使用しないこととした医師

氏名 _____ 住所 _____

（又は所属医療機関の所在地及び名称）

移植に使用しないこととした理由

医師が特に必要と認めた事項

記録作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記録作成者（移植に使用しないこととした医師）

氏名 _____ 印 _____

（記名押印又は自筆署名）

移植術実施の説明記録書式例（省令第16条）

移植術実施の説明記録書

移植を受けた者

氏名 _____ 住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

説明を行った医師 氏名 _____

住所 _____

（又は所属医療機関の所在地及び名称）

説明日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

説明を行った場所

名称 _____ 所在地 _____

説明を受けた者

氏名 _____

住所 _____

移植を受けた者との続柄 _____

立会人の有無 （ 有 ・ 無 ）

有の場合 立会人の氏名 _____

住所 _____

説明した事項

〔患者の病状、移植術を実施した場合に得られる利益と危険、移植術実施までの手順、移植術に必要な検査、手術後の検査・服薬の必要性とその危険性、その他〕

記録作成日 年 月 日

記録作成者（説明医） 氏名 _____ 印
(記名押印又は自筆署名)

脳死判定承諾書

脳死の判定を受ける者

氏名 _____ 住所 _____

上記の者の脳死の判定に関する意思は、次のとおりです。(いずれかに○)

- () 臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死の判定に従う意思がないことを表示していません。
- () 臓器を提供する意思がないことを表示していません。また、脳死の判定に従う意思がないことを表示していません。

私は、脳死について説明を受け、十分に理解した上で、上記の者に臓器の移植に関する法律に基づく脳死の判定が行われることに異存ありません。

以上は家族の総意であることに相違ありません。

<p>移植コーディネーター使用欄 <本人意思の確認> <input type="checkbox"/>ドナーカード、保険証、免許証等の文書 <input type="checkbox"/>臓器提供意思登録システム <input type="checkbox"/>御家族に対する確認</p>
--

_____ 病院長 _____ 殿

社団法人 日本臓器移植ネットワーク 理事長 殿

年 月 日

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

住所 _____

脳死の判定を受ける者との続柄 _____

説明者 社団法人 日本臓器移植ネットワーク
 移植コーディネーター _____ 印
 (記名押印又は自筆署名)

立会人氏名及び所属

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

所属 _____

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

所属 _____

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

所属 _____

臓器摘出承諾書書式例

(脳死下での臓器の摘出に用いられるもの：省令第6条第3項)

臓器摘出承諾書

臓器の摘出を受ける者

氏名 _____ 住所 _____

上記の者の臓器提供に関する意思は、次のとおりです。(いずれかに○)

() 臓器を提供する意思を書面により表示しています。

() 臓器を提供する意思がないことを表示していません。

私は、臓器の摘出について説明を受け、十分に理解した上で、上記の者が脳死後、移植のために臓器の摘出を受けることに異存ありません。

摘出を承諾する臓器 (摘出を承諾する臓器は○で囲み、摘出を承諾しない臓器は×を付ける)

心臓・肺 (右・左) ・肝臓・腎臓 (右・左) ・膵臓・小腸・眼球 (右・左)

上記の臓器の摘出に伴って、別紙に記載した臓器に附属する組織並びに血管、臓器あるいはその一部、及び周囲組織の摘出を受けることに異存ありません。また、移植手術及びその検査に必要な膵臓の一部・リンパ節の摘出を受けることに異存ありません。

以上は家族の総意であることに相違ありません。

移植コーディネーター使用欄
<本人意思の確認>
ドナーカード、保険証、免許証等の文書
臓器提供意思登録システム
御家族に対する確認

病院長 _____ 殿

社団法人 日本臓器移植ネットワーク 理事長 殿

年 月 日

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

住所 _____

臓器の摘出を受ける者との続柄 _____

説明者 社団法人 日本臓器移植ネットワーク
移植コーディネーター _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

立会人氏名 (及び所属)

氏名 _____ 印 ()

氏名 _____ 印 ()

氏名 _____ 印 ()

(記名押印又は自筆署名)

臓器摘出承諾書書式例

(心停止下での臓器の摘出に用いられるもの：省令第6条第3項)

臓器摘出承諾書

臓器の摘出を受ける者

氏名 _____ 住所 _____

上記の者の臓器提供に関する意思は、次のとおりです。(いずれかに○)

() 臓器を提供する意思を書面により表示しています。

() 臓器を提供する意思がないことを表示していません。

私は、臓器の摘出について説明を受け、十分に理解した上で、上記の者が心臓が停止した死後、移植のために臓器の摘出を受けることに異存ありません。

摘出を承諾する臓器(摘出を承諾する臓器は○で囲み、摘出を承諾しない臓器は×を付ける)

腎臓(右・左)・膵臓・眼球(右・左)

上記の臓器の摘出に伴って、別紙に記載した臓器に附属する組織並びに血管、臓器あるいはその一部、及び周囲組織の摘出を受けることに異存ありません。また、移植手術及びその検査に必要な膵臓の一部・リンパ節の摘出を受けることに異存ありません。

なお心停止前に別紙に記載した臓器摘出手術に関連する処置を受けることに異存ありません。

以上は家族の総意であることに相違ありません。

<p>移植コーディネーター使用欄 <本人意思の確認> <input type="checkbox"/>ドナーカード、保険証、免許証等の文書 <input type="checkbox"/>臓器提供意思登録システム <input type="checkbox"/>御家族に対する確認</p>
--

 病院長 _____ 殿

社団法人 日本臓器移植ネットワーク 理事長 殿

 年 月 日

氏名 _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

住所 _____

臓器の摘出を受ける者との続柄 _____

説明者 社団法人 日本臓器移植ネットワーク

移植コーディネーター _____ 印 (記名押印又は自筆署名)

立会人氏名(及び所属)

氏名 _____ 印 ()

氏名 _____ 印 ()

氏名 _____ 印 ()

(記名押印又は自筆署名)

親族優先提供に係る親族関係確認書書式例（ガイドライン第2の3）

親族優先提供に係る親族関係確認書

臓器の摘出を受ける者 氏名 _____ 性別 男・女 生年月日 _____ 年 月 日
住所 _____

上記の者は、脳死後又は心停止後、移植のために臓器を提供する意思を書面に表示し、その意思表示に併せて、親族に対し、当該臓器を優先的に提供する意思を表示しています。

私は、親族への優先提供について説明を受け、十分に理解しました。

移植希望登録をしている下記の者（移植希望者）は、上記の者（臓器の摘出を受ける者）の（配偶者・子・父・母）であることに相違ありません。
(いずれかに○)

なお、続柄について確認可能な戸籍の謄本又は抄本（配偶者の場合は、戸籍の謄本、抄本又は住民票）を、社団法人日本臓器移植ネットワークにすみやかに必ず提出いたします。

移植希望者 氏名 _____ 性別 男・女 生年月日 _____ 年 月 日
住所 _____

移植希望登録をしている臓器 _____

社団法人 日本臓器移植ネットワーク 理事長 殿

記入日 _____ 年 月 日

確認者

氏名 _____ 印 臓器の摘出を受ける者との続柄 _____

住所 _____

氏名 _____ 印 臓器の摘出を受ける者との続柄 _____

住所 _____

氏名 _____ 印 臓器の摘出を受ける者との続柄 _____

住所 _____

説明者

社団法人日本臓器移植ネットワーク 移植コーディネーター _____ 印

立会人氏名（及び所属）

氏名 _____ 印 (_____)

氏名 _____ 印 (_____)

氏名 _____ 印 (_____)

※確認者・説明者・立会人の氏名欄はすべて記名押印又は自筆署名

記録閲覧請求書書式例①（省令第9条）

（移植に使用されるための臓器を提供した遺族が請求する場合）

記録閲覧請求書

臓器の移植に関する法律第10条第3項（記録の閲覧）の規定により、下記の記録の閲覧を請求します。

閲覧請求の年月日 _____年____月____日

閲覧を請求する者

氏名 _____

住所 _____

臓器摘出を受けた者との続柄 _____

閲覧を請求する記録の種類

（脳死判定、臓器摘出を受けた者の住所・氏名を記入する）

氏名 _____

住所 _____

が受けた（ 脳死の判定

・ 臓器の摘出（ 心臓 ・ 肝臓 ・ 肺 ・ 膵臓 ・ 小腸 ・ 腎臓 ・ 眼球 ））

に関する記録（閲覧を請求する記録を○で囲む）

記録閲覧請求書書式例②（省令第9条）
（移植を受けた者又はその者の家族が請求する場合）

記録閲覧請求書

臓器の移植に関する法律第10条第3項（記録の閲覧）の規定により、下記の記録の閲覧を請求します。

閲覧請求の年月日 _____年____月____日

閲覧を請求する者

氏名 _____

住所 _____

移植を受けた者との続柄 _____

閲覧を請求する記録の種類

（臓器移植を受けた者の住所・氏名を記入する）

氏名 _____

住所 _____

が受けた 臓器の移植（ 心臓 ・ 肝臓 ・ 肺 ・ 膵臓 ・ 小腸 ・ 腎臓 ・ 眼球 ）

に関する記録（閲覧を請求する記録を○で囲む）

記録閲覧請求書書式例③ (省令第9条)

(臓器あっせん機関(法第12条第1項の許可を受けた者)が請求する場合)

記録閲覧請求書

臓器の移植に関する法律第10条第3項(記録の閲覧)の規定により、下記の記録の閲覧を請求します。

閲覧請求の年月日 _____年____月____日

閲覧を請求する者

氏名 _____
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称)

住所 _____

閲覧を請求する記録の種類

(脳死判定、臓器摘出又は臓器移植を受けた者の住所・氏名を記入する)

氏名 _____

住所 _____

が受けた (脳死の判定

・ 臓器の摘出 (心臓 ・ 肝臓 ・ 肺 ・ 膵臓 ・ 小腸 ・ 腎臓 ・ 眼球))

・ 臓器の移植 (心臓 ・ 肝臓 ・ 肺 ・ 膵臓 ・ 小腸 ・ 腎臓 ・ 眼球))

に関する記録 (閲覧を請求する記録を○で囲む)

臓器のあっせんの帳簿書式例（省令第13条）

あっせんを行った相手方の住所及び氏名
（法人にあっては、事務所の所在地及び名称）

あっせんを行った年月日

あっせんを行った具体的手段

あっせん手数料

（注）臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときは、以下の書類を添付のこと。

- ・臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し
- ・臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類